

令和3年度山形県環境審議会第1回自然環境部会 議事録

1 日時 令和3年9月14日(火) 13時半～16時

2 場所 山形県庁1001会議室(Web会議)

3 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

委員：横山潤、江成はるか、大西尚樹、佐藤景一郎、鳥羽妙、野堀嘉裕、三浦秀一、
渡辺理絵

特別委員：東北森林管理局長 柳田真一郎【代理：山形森林管理署長 益田健太】

東北地方整備局長 稲田雅裕【代理：環境調整官 今野裕美】

東北地方環境事務所長 中山隆治【代理：生物多様性保全企画官 伊藤勇三】

(2) 事務局

山形県環境エネルギー部 みどり自然課長 石山 清和

課長補佐(自然環境担当) 五十嵐新也

自然環境主査 本間 珠美

主査 角田 泰彦

主査 田中奈央子

主査 須藤 泰典

主事 石栗 拓

4 議 事

(1) 開 会

(2) 課長挨拶

石山みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数16名のうち11名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に江成委員と大西委員が指名された。

(5) 審議事項1 山形県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定の考え方(案)について

事務局：山形県環境審議会条例に基づき、部会の議長は部会長が務めることになっているため、これからの進行は部会長にお願いする。

横山部会長：議論に入る前に、本日の議事録署名員を江成委員と大西委員にお願いする。

それでは次第の3審議事項の(1)について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局より説明)

横山部会長：ご質問等いかがか。

江成委員：鳥獣保護区の改正の部分で地元市町村と意見調整をすると、おそらく鳥獣保護区を

小さくしてほしいという意見が多くなると思うが、その部分に対してどのように対応するのかもう少し詳しく説明願いたい。

事務局：市町村との意見調整はかなり進んできているが、鳥獣保護区の中で有害鳥獣による農作物被害が増えてきたということだけではなく、保護すべき鳥獣がいるから鳥獣保護区なので、鳥獣を保護するという観点をアナウンスしながら、被害と保護とのバランスを考えた調整が必要と考えている。

江成委員：鳥獣の有無だけでその鳥獣保護区の指定をどうこうできないと思うので、保護すべき鳥獣のための鳥獣保護区ということ踏まえていただきたい。

大西委員：第8の鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項に、かぎ括弧で鳥獣被害対策リーダーの育成とあるが、法的根拠のある名称でもなく、地域のリーダー的存在を育成するとのことなので、名称を付けない方がいいと思う。書き込んでしまうと新たな身分保障とかがされるのかなというような誤解を受ける。新しい名称を出す必要性を全く感じなくて、むしろ、地域の鳥獣被害対策のリーダー的存在を育成するというように、きちんと本質を書く方が大事だと思う。

事務局：いわゆるリーダー的存在という意味で鳥獣被害対策リーダーとしており、役職の創設や県で資格制度を設けるというような予定はないので、ご意見を踏まえて、この表現を使わず、文章で説明するような見直しを検討させていただく。

横山部会長：佐藤委員、全く同じ質問ということですが、コメントをお願いします。

佐藤委員：全く同じ質問になるが、民間のリーダーということを考えていると思うが、民間ということになるとなかなか身分的なこととか、どうやれば、実際にリーダー的存在として活動するというのは非常に難しいので、その辺のところをもう少し詳しく説明していただければと思う。

江成委員：地域リーダーについて管理計画に記載するのはいいが、実情はスキルアップのための研修会で一つの獣種に対して年間で1日しか研修会を実施していないので、記載するならば、きちんとその実情に合った研修会とかを実施して欲しいと思う。

事務局：鳥獣被害対策の指導者養成研修は今年滞っており、山形大学の江成教授からも厳しいご意見をいただいている。鳥獣被害対策の推進役あるいはその方を支援する行政職員の技術力向上は必要だと思っているので、研修をしていきたい。記載内容については、来年度からの5年間の計画であり、研修を軌道に乗せ、鳥獣被害対策の人材育成に寄与できるような研修を検討していきたい。

江成委員：去年までの研修会とか見ている限り、地域の取りまとめ役とかやっている方の育成ができていないとは到底思えないような状況で、かつ、おそらく県が想定する地域リーダーの方というのは、たくさんいるはずだが、その方達が全員出てきていないような状況なので、もう少し実情に合ったやり方を工夫していただきたい。

横山部会長：ちなみにこれは例えば、一獣種あたり何日ぐらいの研修をやるのが理想的なのか。

江成委員：内容によるが、おそらく、いつも与えられる時間はサルだと1時間ちょっとしかないなので、それで正直すべての内容ができるとは思えない。それで、参加者も20人から30人ぐらい。それで本当に地域リーダーの方が育っているのかと言えば、おそらく育っておらず、書いてあることと、実際はとてもかけ離れており、もう少しそれを

縮めようとする努力が必要と思う。

横山部会長： 例えば、1時間ぐらいの講習はもっと広い範囲の人たちが受けて、本当にしっかりした講習はリーダーの方が受けるような体制ができると思う。

事務局： 研修は指導者養成研修だけではなく、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策の研修とか、イノシシの被害対策の意識の醸成を図っていく研修会とか、県でも指導者養成研修以外の研修にも力を入れており、研修の回数を増やしてきている。それぞれのニーズが異なるが、例えば初めて鳥獣被害対策を行う方向けの基礎知識の研修も必要かと思う。また、地域リーダーを養成する研修では、地域のまとめ役として先導して活動している方、いわゆる成功事例と言われるような集落の代表者の方から話をしてもらい、体験談を広げていき、その地域のリーダー的な方のスキルアップや対策の推進をしていくことも考えている。研修についてはいろいろなご意見を踏まえ、多くの研修があるので、やれる範囲の中で何がやれるのかを検討し、なんとか推進していきたい。

三浦委員： 今、山形県内に成功事例や少し先進性のある事例というのがあるか。

事務局： 農林水産省の表彰を受け、視察の受入も行っている米沢市の山上集落の事例では、集落で話し合っ、集落環境点検をして、鳥獣を誘引しやすい柿の木を伐採するとか、共同作業で収穫して地元の高校生も手伝って加工のうえ、地域の方に配っている。

三浦委員： 今の事例のように、鳥獣対策の専門性もさることながら、地域の組織づくりの部分が非常に大きい。集落のいろんな環境管理の負担の一つとしてどうとらえていくのかという観点が大事だと思うので、またご紹介いただきたい。

野堀委員： 今日、昼の県内のニュースで県内の豚熱発生の話をしていて、家畜にも影響があるので、「第9その他」のところの感染症への対応に関し、高病原性鳥インフルエンザの連絡体制のところにも豚熱も入れていいと思う。

事務局： 豚熱及びアフリカ豚熱の記載が国の基本指針で増えるのに合わせて、県の基本指針においても豚熱、アフリカ豚熱、その他の動物感染症についても入れた方がいいというご意見があれば、それも含めて記載したい。

横山部会長： あまり病名とかを固定しないで、例えば一般的な感染症対策みたいな形で記述したうえで、各病原生物について記載することはできないか。

事務局： 特定鳥獣保護管理検討委員会の委員である獣医師会の会長からも、その他の動物由来感染症として幅広な記載という話もあったので、それらを踏まえて記載を検討したい。

横山部会長： 多分今後新規の感染症も出てくると思う。ただ、今後新規の感染症が出てきた時も柔軟に対応できるような記述があったほうがいいと思う。

事務局： 国の基本指針の中でも、野生鳥獣と人を家畜との間で伝播する感染症対策という項目としているので、広く新規の感染症も含むような表現を検討していきたい。

(6) 審議事項2 第4期山形県ツキノワグマ管理計画の策定方針(案)について

(事務局より説明)

横山部会長： ご質問等いかがか。

大西委員： 今まで狩猟と有害捕獲に分けていたが、錯誤捕獲による捕獲が多分有害捕獲に入っ

ていると思う。全然質の違うものなので、錯誤捕獲は錯誤捕獲として、頭数をきちんとわかるように、次期計画から計上してもらいたい。

事務局： 現在、錯誤捕獲については情報収集するような状況になっていないが、国の方からも錯誤捕獲について情報収集するよう基本方針にも記載があるので、次期計画においては、錯誤捕獲についても情報を収集し、統計をとっていきたい。

大西委員： 今の話だと捕獲個体調査票をきちんと書いていないということか。錯誤捕獲であれば捕獲個体調査票に錯誤捕獲とわかるように書かないと駄目ではないか。

事務局： 現在、捕獲個体調査票に錯誤捕獲を書く欄がない状況になっている。

大西委員： それはまずいです。捕獲個体調査票を変更してください。例えばクマ以外でも、イノシシ狙いにシカがかかるケースもあるかとは思いますが、トレースできてないってことですよね。種類に限らず、混獲である錯誤捕獲の場合は、そうである旨きちんと記載されないとまずいと思う。

事務局： 様式等の見直しを相談しながら、対応させていただきたい。

横山部会長： 情報はなるべく細かい方がいいので、是非検討いただきたい。

江成委員： 同じく錯誤捕獲について、県内市町村では混獲があった場合、有害捕獲にもせず、そのまま消えてしまっているクマが100頭単位であることを私は把握している。そもそも様式を変えて錯誤捕獲として情報が上がって来やすい仕組みづくりをまずすることが一番重要で、結局書く欄に錯誤捕獲とあっても、なんか書きにくい、言いにくい雰囲気は今あって、消えたクマが多分県内では数百頭というと思っているので、まずその仕組みづくりから、うまくやっていただきたい。

事務局： この点につきましても、どうすれば、市町村、捕獲者から、錯誤捕獲の情報が上がって来やすいのか、検討、相談させていただきながら、情報が上がってきやすいやすい仕組みを作っていければと思う。

横山部会長： 年間の目標頭数との兼ね合いもあると思うが、クマみたいな大型獣でしかも生態系のトップにいるようなものは、ちょっと数を減らすと、すぐ急に数が減ったりすることもあると思うので、かなり慎重に目標数を設定する必要があると思うし、微妙なバランスで数の変化が起こると思うので、相当慎重に本当に1頭1頭正確に数えることをしっかりやっていないと、気がついたら、すごく取り返しがつかないほど減らしてしまったみたいなことが起こる可能性はあるのではないかと思うので、是非、その点慎重にお願いしたい。

野堀委員： 「第7の具体的な管理目標と管理方針」の緩衝地域における管理方式のところ、里山林の活用と書いてあるが、どういうことを意味しているのかわからない。ツキノワグマの生息に環境がいいという意味なのか、それとも里山林を何らかの管理することで、ツキノワグマの行動様式の変化に対応できるようにするという意味なのかが少し不明確だと思う。

事務局： 里山林が緩衝地域と防除地域の境目にあり、里山林で防除地域にクマが入ってこないようにするというもの。

野堀委員： 里山林が現状であることの方が、クマによる被害を防止できるということだろうか。里山林をどのように活用するのか、クマがどのように里山林を使っているのか、その

辺が明確でないと、何のことだろうと考えてしまう。

事務局： 現在、里山林の手入れが不足し、林の中の見通しが悪くなって、人里に近づくための隠れ場になってしまっているの、見通しをよくして防除地域に入っていないようにするというのが現在の計画となっている。

野堀委員： 仮にそうであればそのように変えた方がいいと思う。今の内容はちょっと不自然。里山林を活用するというのが、そもそも妥当なのか。あえてこの部分を削除しておいて、林縁部の除草等について明記した方が安全ではないかと思う。逆の意味にもとらえられてしまう気がする。

佐藤委員： 里山林の活用のところがよくわからないが、野堀委員の考え方からすると、削除した方が良いと思う。

大西委員： 昔のような整備された二次林だった場合は、クマにとってどんぐりは利用できるが、昼間はあまり出てこなくて、バッファゾーンとして機能していた。皆さんご承知の通り里山林が放棄されているが、もしかしたら地域によっては昔のような管理されている里山林があるかもしれない。そういうところに関してはバッファゾーンとして利用していくことは可能かと思う。ただ、この文言だけでは誤解を招くと思う。もう一つ、ゾーニングに応じた管理方針の再検討が必要であると記載があるが、この再検討はいつ誰がするのか。

事務局： 国で今、ガイドラインを作っていると聞いているので、内容を確認しながら、案を検討委員会に諮って考えていきたい。

大西委員： 環境省の方でゾーニングをどうするかということを再検討しているということか。

事務局： ガイドラインを今作っている途中ということで、今年度末ぐらいに出来上がりそうだとということである。その前に案ができると思うので、環境省の案を見ながら考えたい。

大西委員： 今の第3期計画ができるあたりはゾーニングの考え方がホットだったが、最近日本にはそぐわない部分もあるという考え方ができつつある。でも、ゾーニングという考えはすごく大事だと思う。その中で、環境省が今後もゾーニングでいくとなったら、それに準拠する。環境省の方でゾーニングはトーンダウンするとなったら、山形県もトーンダウンするという捉え方でいいのか。最初に示されたスケジュールを見たとき、ランドデザインをどうしていくかということなので、結構大事な部分と思う。年度末の後1回しかない検討会の議論になったところで間に合わない。ある程度の方針を出してもらわないと厳しいのではないか。

横山部会長： この点、環境省の伊藤委員、何かコメントありますか。

伊藤特別委員： 私の方では本省の状況が十分把握できていないので、コメントができません。

横山部会長： 今の大西委員の話は、ゾーニングという考え方がそもそも、今回のツキノワグマの計画でいいのかどうかということも含めての検討ということなので、それも踏まえ、次回大幅に変わると、次どうするかがなかなか難しいタイミングになるので、なるべく早くその点については情報を出して、あらかじめ委員の皆さんにご検討いただける時間を取ってもらう方向で検討いただきたい。

大西委員： 防除地域とか緩衝地域、絶対的な排除地域、あとは市街地。実際的にはその緩衝地

域でも出沒したら、住民の要望で駆除せざるを得ない。イノシシの錯誤捕獲もそういう状況。できればリリースだが、そうはいかない。それが現状だと思う。運用としてそうなるのは認めつつも、本来、特に錯誤捕獲に関しては、殺される必要のないクマなので、そこを最初からOKですよと書くのはよくない。現実的に日本の狭い国土で緩衝地域はなかなか厳しいとは認めつつも、そういう考え方が保全生態学などでは大事ということはきちんと書いておくべきではないかというのが私の意見です。

横山部会長： 理念としてしっかりとその辺は書きながらも、実際の運用については、地域の事情等も踏まえつつ運用する。管理計画の全体像としてはやはりそういった基本理念がしっかりとした上での運用だと思うので、そのことがきちんとわかるような形で書かれることが必要と思うので、是非、事務局にこの辺は工夫してもらいたい。

渡辺委員： 管理計画の中に集落とか、地域の実情に応じてとか地域が一体となってという文言があるが、管理計画の一つの担い手となっている地域とか集落というような部分の実態が、正直なところ、里山林の活用とか、林縁部の除草とか藪等の下草刈に十分に対応できていない。なぜ地域とか集落が管理計画の担い手とされているかという、農業被害を避けたいのは農家という発想だが、現在、農用地は多くの集落で、認定農業者に集約されたり、大規模農家に委託されたり、あるいは、農事法人のような農業法人でわずか5人のオペレーターで30ヘクタールの農地で作物を作っている。農用地を守りたいなら、農家、集落で頑張りましょうという構図がもう古い。ツキノワグマの市街地への出沒が増えているから、生息環境管理や被害防除対策による環境管理とそれを担う人材及び団体の育成が必要であると述べられているが、ここが具体的なイメージが全く見えてこない。前から環境審議会の委員をしているが、そこがずっと変化がない。耕地の担い手はどんどん変わってきているが、この管理計画の担い手像はずっと昔から同じ。そろそろ、実態に応じた管理計画上の担い手像を刷新していかないといけないと思う。

横山部会長： 大変重要なコメントだと思います。事務局いかが。

事務局： 渡辺委員が考えられる担い手というと、農家に限らず、どういった方が考えられるか。

渡辺委員： 農地を見ていくと、実態として、第1番目の審議事項のところでは、集落単位であるが、現在例えば集落協定を見ると、連合会・連携化していたりする。だから、集落一つで何とかするという考え方ではないと思う。例えば、農業の実態の耕作者とリンクさせるのであれば、現在各集落で実際に耕作しているのはどの組織なのかとか、どういう像なのかも合わせながら考えていく必要がある。集落の中で農家にだけ担い手像をイメージするのではなく、もっと現実に合わせて広げていかないといけない。例えば、自治会とか地域運営組織みたいなのところでもいいし、そこに何らかのインセンティブをつけないといけない。集落協定では、みんないっぱいいいっぱいで、今は助成金をやるからやってと言っても、もう誰も手を挙げない。そんな状況にフィットさせることから始めてはどうかと思う。

横山部会長： お金でどうにもならないことを、何らかのインセンティブでどうにかしようというのはなかなか難しいと思うが、やはり人手がもう圧倒的に足りないということ。結局、

縮んでいく社会の中で、我々は一体どうすればいいのかというかなり根本的な問題に突き当たるような気がする。ツキノワグマ管理計画から離れた話になるかもしれない。

事務局： 県では地域ぐるみでの鳥獣被害対策を推進しているが、この場合、地域ぐるみというのは集落全体のことで、単に農家ということではなく、渡辺委員が言ったように、非農家も加えて一定の集落として共同作業をして、電気柵を張り、電気柵を管理するというもの。非農家も含めた地域、町内会のような組織も含めて全員で取り組んでいくイメージをもってもらうため、集落全体を指す、地域ぐるみという表現を使って事業の名称にしている。ここで書かれている担い手は、山間部、中山間地の個々の農家が田んぼを並べて耕作しているイメージかもしれないので、御指摘のとおり巨大な集落営農組織がある地域についての鳥獣被害対策は、やはり別の対策が必要であり、検討していきたいと思う。

横山部会長： いっそのこと、県民全員クマと対峙しなければならないという感じで対応したらいいのではないかと。ちょっと極端な話かもしれないが、他人事じゃないということを中心に前面に出して、危機感を全員で共有する方が何となく実態に即している感じがする。

鳥羽委員： 人身被害防止に向けた対策の取組みのところで、クマの出没、被害状況、その後の処理などの情報をどういうふうに伝えるか。街なかにも出没し始めているということなので、普段関わりのない人たちがその情報をどう受け取れるのかというのを、パターンとして今までと違うということを想定しておかないと、結構大変ではないかと思う。関係機関との連携訓練等について検討するという、その関連機関というのがあまり狭い想定範囲だと駄目ではないかなと、結構意外なところも含めて広げていった方がきっと今後のためにいいと思う。

事務局： 情報の伝達については、市街地出没があったという時点で、市町村が対策本部を立ち上げ、情報が入ったら、猟友会、警察、近場の小中学校に情報を伝達し、パトロールが行われるという状況になっている。連携訓練については、県で直接行っていないので、情報収集しながら、どういった訓練ができるのか、どういった訓練をしなければならないのかも含め、情報収集しながら検討したい。

鳥羽委員： 宮城に住んでいるが、街なかというと、学校や警察と普段かかわらないで暮らしている人間が、取り残される状況は結構あり得る気がするので、そこら辺もケアしていただくとより良い。

江成委員： クマ出没注意報の発出について記述するとあるが、これは街なかに出てきたクマに関しての注意報なのか。誰に対してなのかがわかりにくい。もし、山に入る人が対象ならこの注意報はいらないと思う。この注意報があるばかりに注意報が出てないからいいとなる人も出てくると思う。誰に対してどういう状況で発出するのかっていうのと、そもそも本当に必要なのか。

事務局： 昨年、人身被害があったことから注意報を発出しており、住民や観光客等へのツキノワグマへの不意の遭遇を避けるための注意喚起として行った。現在、注意喚起の仕方についても、昨年度の注意報の発出は人身被害が起こってから発出だったので、以前に注意喚起ができないかということも含めて検討中である。山に行く人にも広く注意喚起をして、山で遭遇した時の対応も皆さんに注意してもらいたいと思っている。

横山部会長： 山はみんな注意していると思うので、あんまりいらぬのではないかという気がするがどうか。県内でクマがいない山はないと思う。

野堀委員： 山岳会の立場からすると、山に行く人はクマ鈴をちゃんとつけていくし、クマに対する知識もそれなりに持っているのが、比較的安全と思う。山菜取りの人が時々現場で遭遇することはあると聞いているが、それより怖いのは、先ほどの里山の状況なんかを合わせても、クマの行動様式が変わってきて、どんどん里に下りてくるようになってきている。この原因の一つには里山の管理不十分があると思うが、その管理が今後ちゃんと達成されるという見込みはおそらくないとすると、緩衝帯から市街地に近いところの人たちが知識がなくて、警戒していないから一番危ない。そういうところで人的被害が起きますというようアナウンスをしないといけない段階と思う。やり方っていうのは、おそらく最近の気象情報なんかのやり方とよく似ていると思うが、今までのままだと必ず人的被害が起きますというような言い方をしても、もうそろそろおかしくないと思う。しかもその場所は、里山から市街地近いところで起きるということをも明言していかないといけないのではないかと思う。

横山部会長： これもすぐというわけにはなかなかいかぬと思いますが、事務局いかがか。

事務局： 注意喚起のパターンについても検討させていただきたい。

大西委員： 今の野堀委員の意見に対して賛同で、取材を受けると、必ず中山間地域に住んでいる人はここ 10 年前、20 年前から意識を変えてくださいと言うようにしている。様々な方法を使うのは当然だが、今回の新規の管理計画の中で、もう時代やフェーズは変わったんだ、意識を変えようということを訴えて、今度の第 4 期計画の看板にしてみてもどうかと思う。

横山部会長： かなり大きな変更になって大変かと思うが、是非、事務局の方は積極的にご検討いただきたい。

(7) 審議事項 3 第 4 期山形県ニホンザル管理計画の策定方針(案)について

(事務局より説明)

横山部会長： ご質問等いかがか。

江成委員： 加害群の数のところで被害対策をしている地区、目標地区数と実績地区数が書かれているが、地区が 100%被害対策しているところはおそらくない。その地区の中でどのぐらいの割合で被害対策をしたら、これは被害対策をしていると認識しているのか教えてもらいたい。

事務局： 残念ながら明確な定義がないので、その辺は課題と考えている。地区の何割ぐらいが対策を実施していたら対策していることにするかというのはなかなか難しく、悩ましいところではある。この目標の設定の仕方から検討し直すことも考えている。

江成委員： おそらくアンケート調査の結果をそのまま載せたかと思うが、アンケートのとり方の部分に反映できるのではないかと思ったのが、例えば一つの地区で被害を受けている地区の半数以上が対策をしている場合は、「対策をしている」にチェックしてくださいというような聞き方にすればもう少し実際の状況を反映できるのではないかと思う。

- 事務局： 検討させていただく。
- 大西委員： 個体数調整と有害鳥獣捕獲の違いがよくわからないので教えてほしい。
- 事務局： 個体数調整は、増え過ぎてしまった野生動物を適正な生息数にするための捕獲で、農作物被害を与える野生動物を捕獲するのが有害捕獲であり、目的が違うがどちらも捕獲である。
- 大西委員： 平成 30 年以降、個体数調整がほとんど行われていないのは、今の説明だと数は増えすぎているということなのか。もう一つ、現在の計画を見てみると結局のところ被害状況によって、レベルを考えて選択的捕獲にするのか、部分捕獲するのか、個体数ではなくて農作物被害の状況によるということなので、結局有害捕獲ではないかと思うがどうか。
- 事務局： ニホンザル管理計画で個体数調整ができる仕組みにはなっているが、有害捕獲で獲っている。背景には有害捕獲については、国から補助があるが、個体数調整についてはないという事情がある。
- 大西委員： 過去の背景を聞きたい。資料 3-1 のグラフでは、平成 19 年は有害捕獲の方がほとんどだったが、これが減って行って、23 年から 29 年までは有害捕獲はほぼなかった。そして 30 年に個別調整がゼロになったというのは統計でどのように仕分けたのか。何があったのか。
- 事務局： 平成 19 年に有害捕獲が多いのは、ニホンザルの計画ができたのが 19 年で、計画に基づいてやるのが個体数調整なので、それまではそもそも個体数調整という仕組みがなく、ほとんど有害捕獲だった。個体数調整という仕組みを作ったので当時は増えていった。最近、特に平成 30 年からほとんど有害捕獲になった理由は、令和元年に市町村が有害捕獲の捕獲計画を立てれば、捕獲を 1 年以内とすることができると改定したこともあり、さらに有害捕獲がしやすくなったことがある。
- 大西委員： 前計画では有害捕獲の項目はない。
- 事務局： ニホンザル管理計画にはなく、第 12 次鳥獣保護管理事業計画を改定したものである。
- 江成委員： 群れ捕獲の部分に関して、被害防止計画を出していないと群れ捕獲はできない。環境省のガイドラインによると群れ捕獲は、被害を出す群をまず特定して、その群れの加害度を調査して、かつ、住民がすべての被害対策をやったうえでも被害が減らない場合できるというもの。しかし、山形県内では、被害を出している群れを特定していない、あるいは特定していたとしても被害対策を万全にやっていないが、いきなり群れ捕獲から被害対策を始める市町村がかなり増えてきていて、その部分を県としてはどのように調整するのかを教えていただきたい。
- 事務局： そういう話を聞いてはいるが、簡単にできるものではなく、リスクもあると聞いており、そうした点も含めて普及していきたいと考えている。
- 横山部会長： 環境省のガイドライン違反は、あまり聞こえはよろしくないと思う。
- 事務局： 群れ捕獲についての知識が市町村でまだ十分でなく、安易に選択し、いきなり群れ捕獲をする原因の一つと考えられる。話を聞くと業者が罠を売りに来るらしく、市町村ではそれを聞いて設置してしまうこともあると聞いている。まずは、市町村にそん

なに簡単にできるものではないという説明をしていく必要があると考えている。

横山部会長： 管理計画で統制しきれていないのは好ましい状況ではないと思う。

事務局： 今後、改善していきたいと考えている。

三浦委員： 群れ捕獲は実際どういう人がしているのか。あるいは、決定しているのか。

事務局： サルの有害捕獲は市町村で許可を出すのが、実際に捕獲をするのは猟友会の人である。地元猟友会で群れ捕獲をやったことがない人も相当いると思うので、業者がかかわっていることも想定される。

三浦委員： 安易にという話あったが、どこが安易な判断をしているのか。

事務局： 正確なところは不明だが、市町村もかかわっているものと思われる。

三浦委員： 色んな課題があると思うが、その辺の原因をもう少し調査すると思う。

渡辺委員： 管理計画の中で被害状況のところが、農作物被害がかなりクローズアップされて見える。先程、事務局が言ったように、非農家や不在地主なんかも巻き込んで、地域ぐるみでの対策を県として目指すのであれば、集落としての問題で、集落としてどんな被害や問題が起きているかというところを書いた方がいいと思う。例えば、山寺は集落の生活圏が観光地でもある。数値としては現れないと思うが、サルが観光客を威嚇して、観光業、観光地そのものの実情に影響を及ぼしている。だから、地域ぐるみで対策が必要だというメッセージを県がもっと声高に叫んでもいい時代だと思う。地域ぐるみでとか、地域一丸となってという方向を目指すのであれば、非農家が自分ごととして、サルやクマの問題を受けとめる素地とかを作っていくと動かないのではないかと思う。そういった意味でも、農作物被害、農林業対策のところだけでなく、集落問題として鳥獣害被害を捉えるということをもっと発信して欲しい。

事務局： 現行の計画の目的は農林業被害の軽減及び人身被害の防止を図ることとしており、集落全体とかという書き方をしていない。その辺については検討していきたい。

横山部会長： 数字として出にくいところの被害をどうやって定量化するかという問題も出てくるかもしれないが、かなり色んな被害を及ぼしている可能性があると思うので、その辺りの実情を県としてしっかり把握していただきたい。

江成委員： 流れ的に群れ捕獲がいけないような議論になっているが、実際山形県内では、今まで中山間地域の農地の被害だったのが、令和に入ってから平地農業に被害が移ってきて、被害を受ける対象が変わってきている。平地農業の人たちが被害対策をやればサルが山に帰っていくかというところではなく、加害度が非常に高い群れは獲っていかないといけないと思う。そういう群れを獲るためにも、この群れ捕獲が独り歩きしないよう、うまく機能するように検討していただきたい。

事務局： いただいたご意見を踏まえ、記載内容を検討していきたい。

(8) 報告事項 イノシシの生息状況等について

(事務局より説明)

三浦委員： 資料を見て、イノシシのすごい増加に驚いている。「具体的な管理方式」で集落単位によるという書き方をしているが、猟友会の人がない集落もあると思う。先程、業者がやっている場合もあるのではないかという話もあって、集落がキーワードだと

思うが、集落でこれを担いきれるのかということもあると思う。そういう意味で、リーダーも必要だが、猟友会ではなく、もっと専門知識を持ったプロが必要ではないかと思う。研修を受けるよりも、集落にプロが行ってコーディネートの上、指導しながら被害対策を推進していくとか、プロの介入が必要だと思う。猟友会がそれを担えるのかも含めて、県又は江成委員に教えていただきたい。

江成委員 : 私は集落ぐるみのアドバイザーをやっているが、かなり限界にきていると思う。先程の米沢市の山上地区が成功事例とのことだが、その裏にはかなりの数のうまくいっていない集落があり、うまくいく集落はおそらくあまり介入しなくてもうまくいく。一番の問題は、介入してもうまくいかない集落。その部分を、例えば集落ぐるみの対策をやっているから大丈夫と言うのではなく、どうして失敗してしまったのかというところをどう拾っていくかという、もう少し現実的な視点で見ていかなければならないと考えている。特にイノシシに関しては、山形県はまだ被害が始まったばかりで、まだ数が少ないと思う。今後、多分数十倍、数百倍でもっとひどくなると思う。そうなったときに、おそらく集落に頼った被害対策は難しくなってくると思うので、それこそ業者の勧誘、例えば、今はまだないかもしれないが被害防止柵の管理を担うような会社とかが今後出てくれば良いと思う。捕獲に頼ってもイノシシはうまくいかないの、そういう部分をコーディネートするようないい仕組みができればいいと思う。

三浦委員 : 今話があったプロ又はそういう団体が実際あるということか。

江成委員 : 捕獲に関しては色々あるが、柵の管理を行う会社はまだない。

三浦委員 : その辺を含めて、リーダーという言葉だけではなく、そういった組織とかも検討いただきたい。

事務局 : 渡辺委員からもあったように集落の共同作業を行う力も低下してきている集落もある。集落に頼った被害対策ができなくなっていく中で、新たな方策として農林水産省が指導しているのは、集落間で連携を図ったり、もっと広く隣の市町村から鳥獣捕獲対策の応援に来てもらったり、捕獲自体ができなくても補助的な役割を担ってもらうなど広域的に担い手を確保しようというもの。環境省の認定鳥獣捕獲等事業者制度で、県内でも4月に1業者が認定された。法人事業者で、捕獲のプロ集団の位置付けではあるが、どんどん捕獲をするまでにはまだ時間かかると思うので、今回ご意見をいただいたので、人材育成について検討課題としていきたい。

野堀委員 : 個別の問題だが、羽黒から旧藤島町の添川の周辺で、去年まではイノシシの被害がすごかったが今年ほとんど被害がなく、豚熱が原因ではないかという話を友達から聞いた。仮にそうだとすると、豚熱でイノシシの生息数自体が相当抑制されているかもしれない。別な意味、別なフェーズでの頭数管理をするという準備をしておいた方がいいと思う。フェーズが変わったという意味で、内容としては、審議事項1のところでも話をしたが、動物の野生動物の感染症が家畜に及ぼす影響があるので、それを含めたうえでどのようにイノシシを管理していくのかを考えた場合は、今までの管理数と考え方を変えないといけないと思う。その辺は江成委員にも聞きたいと思う。減ることがいいという考え方とは違って来る。また、家畜に感染拡大させないためにどのような管理が必要なのかを本気で考えておかないといけないと思う。

江成委員：私はイノシシの専門家ではないが、先日、兵庫県の方から聞いた話では、兵庫県ではやはり豚熱が流行ると、イノシシの個体数が急激に減るとのお話で、おそらく羽黒のあたりも豚熱が出た場所なので、おそらく豚熱が流行っていると思う。今後、豚熱の地域が広まっていくかどうかは、まだわからないというのが私の今の意見である。今後の管理をどうするかは、豚熱が感染拡大する前提で家畜を管理していかなければいけない。イノシシの個体数管理だと、増えて被害がひどくなる前提で想定したうえで、対策を広めていく必要があると思う。イノシシに関しては、個体数管理が適切なのかから見直す必要があると思う。ここはイノシシが多い、少ないぐらいの程度がいいと思っていて、わざわざ何千頭という計算に意味があるのかは個人的に疑問に思うということをつけ加えておく。

事務局：今回の鳥獣保護管理事業計画の中で、豚熱とか動物由来感染症とか、人と野生鳥獣の感染症の関りについて記載を拡充することになっているので、今ご提言のあったことについても検討する機会もあるので、またよろしくお願ひしたい。

5 その他

大西委員：今後、資料等のあらゆる文章において、和暦と西暦を併記していただきたい。行政が和暦を使うのは重々承知しているが、民間では西暦を使う方が多分スタンダードになっている。年号も令和に変わっており、平成20年と言われると何年前なのかを計算しなしないとけない。政府も令和になった時、西暦での標記を認めると言っている。今後の基本計画は全部外に出て行く文章なので、基本的には両方併記でお願いしたい。

事務局：検討させていただく。

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____